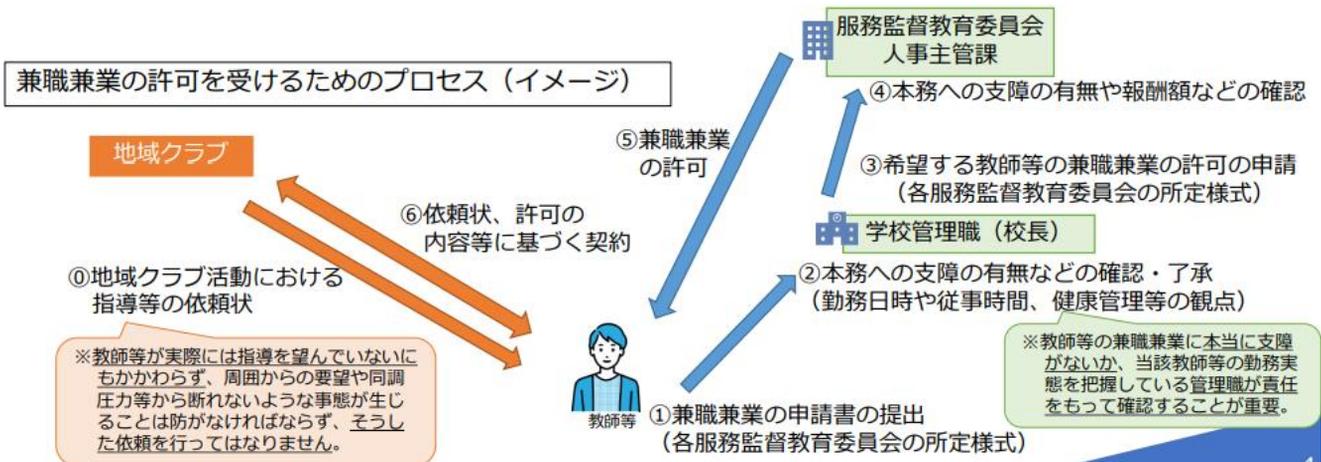


兼職兼業について Q&A(令和6年4月)

学校部活動は、学校教育の一環である一方、地域クラブ活動は、学校教育外の活動となるため、その際の身分は学校の教師等ではなく、地域の指導者等になりますので、指揮命令権者や事故が発生した場合の責任などが異なります。

項目	内容
Q 1	教師等が地域クラブ活動に従事することは可能ですか？
A 1	①当該教師等が希望する場合であって ②地方公務員法第38条や教育公務員特例法第17条等の規定に基づき ③サービスを監督する教育委員会（サービス監督教育委員会）の許可を得た場合には兼職兼業をおこなうことが可能です。
Q 2	教師等が地域クラブ活動の兼職兼業を希望する際、どのような手続きが必要ですか？
A 2	兼職兼業希望先からの依頼状を基に地域クラブ活動での指導を希望する教師等から上司である校長等へ相談し、了承の上、サービス監督教育委員会へ兼職兼業の許可を求めることが必要です。
Q 3	活動中の事故等の責任は誰が負いますか？
A 3	一義的には民間の運営団体が負うこととなります。ただし、個人に責任が帰される場合がありますので、事前に委託業者と契約の内容を確認してください。
Q 4	ボランティアとして指導する場合、許可は必要でしょうか？
A 4	地域クラブ活動において指導を希望する教師等が、休日等の業務時間外において、無償または交通費等の実費弁償の範囲内でのみの支給で指導する場合、許可は不要です。



「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について」
文部科学省より

項目	内 容
Q 5	地域クラブ活動に係る兼職兼業等業務に従事している時間は、在校等時間に含まれるのか？
A 5	地域部活動として地域団体の業務に従事している時間については、仮に学校の屋外運動場や体育館等の学校施設において行われる行動であっても、学校教育活動に関する業務を行っている時間には当たらないため、 在校等時間には含まれません。
Q 6	校長の許可・承認の基準等はあるのか？
A 6	学校における「労働時間」と地域団体における「労働時間」を通算した時間から法定労働時間を差し引いた時間が、「 単月100時間未満、複数月平均80時間以内 」となることが基準となります。
Q 7	平日に兼職兼業業務に従事する場合は、どうするか？
A 7	地方公務員法第38条に基づく兼職兼業の場合で、教師等としての勤務時間内に兼職兼業先の業務に従事する場合は、別途地方公務員法第35条に基づく 職務専念義務の免除の承認が必要 です。
Q 8	「教員の兼職兼業等」について、根拠法令はどのようなものがあるのか？
A 8	主に2つの法令が法的根拠となります。 ○ 地方公務員法 第38条 ○ 教育公務員特例法 第17条
Q 9	学校部活動の地域移行に関する教員の兼職兼業等について、国からの通知等はどのようなものがあるのか？
A 9	文科省からは、これまで（令和6年4月）に2件の通知等が示されています。 ○ 公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について 令和5年1月30日 ○ 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について 令和3年2月17日

龍ヶ崎市では、令和6年度実証事業期間の委託業者が決まり次第、指導者（野球部、サッカー部）を募集します。休日3時間の指導になり、活動場所は
龍ヶ崎西野球クラブ……中根台中・長山中
龍ヶ崎東野球クラブ……龍ヶ崎中・城/内中
龍ヶ崎西サッカークラブ……城西中・長山中
龍ヶ崎東サッカークラブ……龍ヶ崎中・城/内中
の予定ですが、変更になることもあります。